

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2022年10月）

日 時： 2022年10月18日（火）～20日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 伊藤 修司

IASB 会議（2022年10月）傍聴報告

日時：2022年10月18日（火）～20日（木）

スケジュール：別紙参照

2022年10月18日～20日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。10月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 料金規制対象活動
- 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正）
- 持分法
- IFRS会計タクソノミ・アップデート — IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS第16号「リース」の修正
- 開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー
- 維持管理及び一貫した適用
- IFRS第9号の適用後レビュー — 分類及び測定
- 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
- のれん及び減損
- ISSBアップデート

【10月18日（火）】

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「料金規制対象活動に係る公開草案」という。）を、2021年7月をコメント期限として公表した。料金規制対象活動に係る公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS会計基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年10月及び11月のIASBボード会議で、料金規制対象活動に係る公開草案に対するフィードバックについて議論が行われ、2021年12月のIASBボード会議で、料金規制対象活動に係る公開草案における提案の再審議の計画について、合計許容報酬及び範囲の2つの作業項目を優先して進めることの合意がなされた。合意された計画を踏まえ、2022年2月及び5月のIASBボード会議では合計許容報酬及び範囲に関する再審議計画について議論した後、具体的なトピックの再審議が開始され、2022年7月のIASBボード会議では合計許容報酬に関して再審議された。

（今回の会議における主な論点）

公開草案「規制資産及び規制負債」における下記に関する提案について再審議した。

- 算入可能費用の定義案及びベンチマークに基づく算入可能費用の取扱い
- 規制上の回収期間と資産の耐用年数との差異から生じた規制資産及び規制負債の会計処理

IASBはこれらの提案に対するフィードバックにどのように対応し得るのかについての料金規制諮問グループからの助言についても議論した。当該論点について、IASBは何も決定を求められなかった。

（主な暫定決定事項）

算入可能費用の定義案及びベンチマークに基づく算入可能費用の取扱い

IASBは基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 算入可能費用の定義案を維持する。
- b. 規制上の合意は、算入可能費用について企業に補償する金額の決定を企業が当該費用をIFRS会計基準に従って測定するために使用する基礎とは異なる基礎

を用いて行う場合がある旨を明確化する。

- c. ベンチマークに基づく算入可能費用の取扱いを明確化し、企業がそうした場合において時点差異を識別するのに役立つための例示を含める。

規制上の回収期間と資産の耐用年数との差異から生じた規制資産及び規制負債の会計処理

IASBは基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の資本ベースと有形固定資産が直接的な関係を有しているかどうかを企業が判定するのに役立つためのガイダンスを提供する。
- b. 規制上の資本ベースと有形固定資産とが直接的な関係を有していると企業が結論を下した場合に、規制上の回収期間と資産の耐用年数との差異から生じた規制資産及び規制負債を企業が会計処理するための提案を維持する。
- c. 規制上の資本ベースと有形固定資産とが直接的な関係を有していないという結論を下した企業に、その結論を財務諸表利用者が理解できるようにするための開示を提供することを要求する。

（今後の予定）

IASBは本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正）

（背景）

2022年5月、IASBは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するためのIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」（SPPI）の要件の特定の側面を明確にするための基準設定プロジェクトを開始することを決定した。

これは、「IFRS第9号の適用後レビュー — 分類及び測定」におけるフィードバックにおいて指摘された適用上の疑問点（ESG連動要素を有する金融資産に関してESG目標の達成に連動する利息（金利調整）がSPPIの要件を満たすか否かの判断や、契約上リンクしている金融商品に関して定められたSPPIの要件に関して当該金融商品を説明する用語（「複数」、「トランシェ」、「発行体」等）に様々な解釈があり適用される範囲が不明確であるなど）に対応するものであり、2022年6月のIASBボード会議より議論が開始された。2022年7月及び9月のIASBボード会議では、IFRS第9号における金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についての要求事項の明

確化を目的とした IFRS 第 9 号の修正案について議論された。

（今回の会議における主な論点）

IFRS 第 7 号「金融資産：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）及び IFRS 第 9 号の修正案について議論した。

（主な暫定決定事項）

IFRS 第 7 号の修正案

IASB は、公正価値で測定しない金融資産及び金融負債の各クラスについて、企業が次のことを開示するという要求を IFRS 第 7 号に追加することを提案すると暫定的に決定した。

- a. 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件（偶発事象の性質を含む。）の定性的記述
- b. 当該契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変化の範囲に関する定量的情報
- c. これらの契約条件の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価

IFRS 第 9 号の修正案

IASB は、次のことを提案することも暫定的に決定した。

- a. 企業は IFRS 第 9 号の明確化のための修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきである。ただし、企業は比較情報を修正再表示することを要求されない。
- b. 当該修正の適用開始時に、企業が金融資産の分類を変更する場合には、企業は次の事項を開示すべきである。
 - i. 従前の測定区分及びこれらの修正を適用する直前に算定した帳簿価額
 - ii. 新たな測定区分及びこれらの修正を適用した後に算定した帳簿価額
- c. 発効日は修正案の公開後に決定する。
- d. 当該修正の早期適用は認められる。

（今後の予定）

IASB は、公開草案の書面投票プロセスを開始するかどうかを決定する。

持分法

（背景）

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）における持分法会計について適用上の疑問点が聞かれていることから、IASB は 2020 年 10 月の IASB ボード会議において、適用上の疑問点を識別し、どの問題に対処するのかを決定すること、IAS 第 28 号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の疑問点に対処することを決定した。2021 年 6 月の IASB ボード会議では、IAS 第 28 号の定めから識別された諸原則、及びこれらの原則が適用されない状況において企業が持分法会計をどのように適用するのかを導くための追加の原則の開発方法について議論が行われた。

2022 年 4 月の IASB ボード会議では、投資者が重要な影響力を獲得した場合には投資の原価を移転された対価の公正価値（投資先に対して過去に保有している持分の公正価値を含む。）で測定することが暫定決定された。それに併せ、重要な影響力を獲得した投資者が関連会社に対する追加の投資する場合にその購入の累計として測定するアプローチ（選好するアプローチ）で検討を進めることとされ、2022 年 6 月及び 9 月の IASB ボード会議では、重要な影響力を保持しながら関連会社に対する持分を処分する場合の適用上の疑問点についての議論がなされた。

また、2022 年 9 月の IASB ボード会議より IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号の要求事項を適用する際に、投資者は関連会社への子会社の売却から生じる利得及び損失をどのように認識すべきであるかという適用上の疑問点についての議論が開始された。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、持分法のリサーチ・プロジェクトの進捗状況をレビューした。

（主な決定事項）

IASB は、本プロジェクトの目的及びアプローチを維持することを決定した。

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる他の適用上の疑問点について今後の会議で議論する。

IFRS 会計タクソノミ・アップデート — IAS 第1号「財務諸表の表示」及び IFRS 第16号「リース」の修正

（背景）

IASB は、新しい IFRS 会計基準や既存の IFRS 会計基準の修正を発行する際、表示及び開示の要求事項の新規又は修正を反映するために IFRS 会計タクソノミのアップデートも行っている。2022年10月のIASBボード会議では、次の会計基準の修正に対応するIFRS会計タクソノミ修正案に係るIASBのコメント期間について議論が行われた。

- 「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS 第16号の修正）（2022年9月公表）
- 「特約条項付の非流動負債」（IAS 第1号の修正）（2022年10月公表）

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公表予定の IFRS 会計タクソノミ・アップデート案のコメント期間について議論した。

（主な決定事項）

IASB は、コメント期間を 60 日から 30 日に短縮することを決定した。

（今後の予定）

IASB は書面投票プロセスを開始し、IFRS 会計タクソノミ・アップデート案を 2022 年末を目標に公表する予定である。

開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー

（背景）

IASB は、2021年3月に公開草案「IFRS 基準における開示要求 — 試験的アプローチ IFRS 第13号及びIAS 第19号の修正案」（以下「試験的アプローチについての公開草案」という。）を公表し、2022年1月を期限としてコメントを受け付けた。試験的アプローチについての公開草案では、IFRS 会計基準における開示要求の開発に対する新しいアプローチ並びに公正価値測定及び従業員給付に関する基準のための新たな開示要求が提案されている。当該提案は、企業や監査人等がより効果的に重要性の判断を行うことを可能にし、投資者に対してより有用な開示を提供することが意図されている。

2022年2月、5月及び7月のIASBボード会議では、試験的アプローチについての

公開草案に対するフィードバックに照らして本プロジェクトを進める上での考え得る方法について議論が行われた。本プロジェクトについて、多くの回答者から開示要求を起案するための「中道」アプローチ（開示目的とそれに沿った最低限の開示要求を示すアプローチ）を開発することが提案され、2022年7月のIASBボード会議では多数のボードメンバーから内容をより明確にすることを前提に「中道」アプローチを支持する意見が聞かれた。また、多くの回答者から、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」で提案された開示目的は一般的過ぎることから、過剰な情報提供につながる可能性を懸念する意見が聞かれていた。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、試験的アプローチについての公開草案に対するフィードバックに基づいて、的を絞った基準レベルの開示のレビューのプロジェクトにおいて、どのような対応をとるべきかを議論した。

（主な決定事項）

審議会向けのガイダンス

IASBは、次のことを決定した。

- a. 開示要求を開発するために試験的アプローチについての公開草案で提案した方法を使用する。
- b. 開示要求を起草するために「中道アプローチ」を使用する。
- c. 「中道アプローチ」は次のことを伴う。
 - i. 財務諸表利用者の全体的な情報ニーズを記述する文脈設定的で規範性のない全体的な開示目的を提供する。
 - ii. 各IFRS会計基準書の開示セクションの最初にIAS第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）第31項への相互参照を含めない。
 - iii. 財務諸表利用者の詳細な情報ニーズを記述する具体的な開示目的に従うことを企業に要求する。
 - iv. 具体的な開示目的を適用することによって企業が開示する情報に依拠して利用者が行う評価の説明により、特定の開示目的を補強する。
 - v. 企業が具体的な開示目的を満たすために開示することを要求される情報項目に言及する際に、（IAS第1号第31項の要求事項を踏まえ）規範的な文言を使用する。

- d. 開示要求の開発のための方法及びそれを起草するためのアプローチ（審議会向けのガイダンス）を文書化し、当該文書を IFRS 財団ウェブサイト上で公表する。

IFRS 第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」の修正案

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」及びIAS第19号「従業員給付」における開示要求について追加の作業を進めないことを決定した。

（今後の予定）

IASBは、審議会向けのガイダンス及びプロジェクト・サマリーを公表する。

【10月19日（水）】

維持管理及び一貫した適用

引当金 — 的を絞った改善：割引率 — 不履行リスク

（背景）

IASBは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」について、3つの的を絞った改善を行うプロジェクトを作業計画に掲げている。そのうちの1つが、企業が引当金を測定するにあたり使用する割引率に不履行リスク（すなわち、企業が義務を履行しないというリスク）を反映すべきかどうかである。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、企業が引当金を割り引くために使用する率は不履行リスクを反映すべきかどうかについて、次の事項について議論した。

- このトピックについての現在までの発見事項
- IASBの決定に影響を与える可能性のある諸要因の予備的分析

（主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で暫定的な決定を行う前に、諮問グループのいくつかから意見を求める予定である。協議予定の諮問グループには、資本市場諮問委員会（CMAC）、世界作成者フォーラム（GPF）及び会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）が含まれる。

多通貨保険契約グループ（IFRS第17号「保険契約」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」）

（背景）

IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）は、2022年6月のIFRIC Updateにおいて公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。複数の通貨でのキャッシュ・フローを生み出す保険契約を企業がどのように会計処理するのかに関するものである。委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。

（今回の会議における主な論点）

IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従い、IASBは、アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号「保険契約」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」）に反対するかどうかを問われた。

（主な暫定決定事項）

このアジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。

（今後の予定）

このアジェンダ決定は、2022年10月にIFRIC Update 2022年9月への補遺において公表された。

特別買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理

（背景）

委員会は、2022年3月のIFRIC Updateにおいて公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。企業による特別買収目的会社（SPAC）の取得（具体的には、SPACの取得時に企業がワラントをどのように会計処理するか）に関するものである。委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。

（今回の会議における主な論点）

IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従い、IASBは、アジェンダ決定「特定買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理」に反対するかどうかを問われた。

（主な暫定決定事項）

このアジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。

（今後の予定）

このアジェンダ決定は、2022年10月にIFRIC Update 2022年9月への補遺において公表された。

貸手のリース料免除（IFRS第9号及びIFRS第16号「リース」）

（背景）

委員会は、2022年3月のIFRIC Updateにおいて公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。貸手が特定の賃料減免を会計処理するにあたってのIFRS第9号及びIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）の適用に関するものである。委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。

（今回の会議における主な論点）

IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に従い、IASBは、アジェンダ決定「貸手のリース料免除」（IFRS第9号及びIFRS第16号）に反対するかどうかを問われた。

（主な暫定決定事項）

このアジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。

（今後の予定）

このアジェンダ決定は、2022年10月にIFRIC Update 2022年9月への補遺において公表された。

IFRS第9号の適用後レビュー — 分類及び測定

（背景）

IASBは、2020年11月に、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを開始した。本プロジェクトでは、第1フェーズにおいて、検討すべき主要な事項を識別して評価を行い、当該結果を情報要請として公表した上で、市場関係者からコメントを求めることとしており、2021年9月30日に情報要請「適用後レビュー IFRS第9号『金融商品』 分類及び測定」（以下「本情報要請」という。）が公表され、2022年1月28日にコメント期限が終了している。

2022年4月のIASBボード会議より識別された適用上の疑問点についての議論が開始され、2022年4月及び5月のIASBボード会議では、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に関する適用上の疑問点について議論され、IFRS第9号の要求事項の特定の側面を明確化するための基準設定プロジェクトの開始が決定され、検討が進められている。当該基準設定プロジェクトは「金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正）」として、2022年10月のIASBボード会議においても議論がなされている（本資料4ページ参照）。

2022年7月のIASBボード会議では、「金融資産及び負債の条件変更」及び「償却原価と実効金利法」に係る適用上の疑問点が議論され、リサーチ・パイプラインにIFRS第9号の要求事項を明確化するためのプロジェクトを追加することが決定された。

2022年9月のIASBボード会議では、本情報要請に対するフィードバックにおいて指摘された事項のうち、本情報要請で具体的に取り扱われていない要求事項（本情報要請における「その他の事項」）について議論され、IFRS第9号の減損の要求事項に関連する「購入又は組成した信用減損金融資産」の論点を除き、追加の対応を行わないことが決定された。

なお、本プロジェクトのフィードバック・ステートメントについては、2022年12月を目標に公表予定とされている。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、IFRS第9号の適用後レビューにおける次の3つの側面に関するフィードバックについて議論した。

- 資本性金融商品とその他の包括利益
- 事業モデル評価
- 電子送金についての考え得る狭い範囲の修正の検討

（主な決定事項及び暫定決定事項）

資本性金融商品とその他の包括利益

IASBは、企業が公正価値変動をその他の包括利益（OCI）に表示することを選択した資本性金融商品に関するIFRS第9号の要求事項に対するフィードバックについて検討した。IASBは当該要求事項に変更を加えないことを決定した。しかし、IASBはIFRS第7号第11A項を修正して次の開示を要求することを暫定的に決定した。

- a. OCI表示の選択肢が適用されている持分投資の報告期間の末日現在の公正価値の総額
- b. 当期中にOCIに認識した公正価値変動

さらに、IASBは、OCIにおける期首残高から期末残高への調整表などの設例を修正案において設けることができるかどうかを検討するようスタッフに依頼した。

事業モデル評価

IASBは、企業の事業モデルの評価に関するIFRS第9号の要求事項に対するフィードバックについて検討した。IASBはIFRS第9号における事業モデルの要求事項に関して識別された事項について追加の対応を行わないことを決定した。

電子送金についての考え得る狭い範囲の修正の検討

IASB は、IFRS 第9号における認識の中止の要求事項を電子送金による金融資産又は金融負債の決済に適用した場合の考え得る結果に関して指摘された懸念に対応するための、考え得る基準設定の選択肢を検討した。IASB は、所定の要件が満たされる場合には企業が現金を決済日に引き渡す前に金融負債の認識の中止を行うことを認めるという会計方針の選択肢を設けることを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で適用後レビューについての議論を継続する。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示

（背景）

IASB は、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「公的説明責任のない子会社についての公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公的説明責任のない子会社についての公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書を提案している。2022年4月のIASBボード会議では公的説明責任のない子会社についての公開草案に寄せられたフィードバックについて議論され、2022年6月のIASBボード会議では本プロジェクトの方向性について議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公的説明責任のない子会社についての公開草案についての再審議を継続した。

（主な決定事項及び暫定決定事項）

IFRS 会計基準書案の目的

IASB は、IFRS 会計基準書案「公的説明責任のない子会社：開示」（基準書案）の提案されている目的を確認することを暫定的に決定した。

開示要求案を開発するためのアプローチ

IASB は、基準書案の開示要求案を開発するためのアプローチに対するフィードバックについて議論した。IASB は、開示要求において使用される文言が完全版のIFRS会計基準と同じになることを確保するようにアプローチを修正することを暫定的に決定した。

IASB は、基準書案に関する結論の根拠で次のことを説明することも暫定的に決定

した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準における開示要求が適切な出発点である理由
- b. 「費用対効果」がどのように考慮されるか
- c. 開示要求案を開発するためのアプローチに対して設ける例外の理由

開示要求案に対するコメントへの対処

IASB は、基準書案において提案した開示要求に対して受け取ったコメントをスタッフが3つのステップで分析すべきであると決定した。

- a. ステップ1 — 開示要求案がどのように開発されたのかに基づいて、開示要求案に対するコメントを階層化する。
- b. ステップ2 — 受け取ったコメントを、1組の諸要因（公的説明責任のない企業の財務諸表についての利用者の情報ニーズに関する原則、費用対効果、受け取ったコメントの分布、情報の全体的な有用性並びに当該開示要求についてのIASBの過去の議論及び決定）に照らして評価する。
- c. ステップ3 — 開示要求案の変更をIASBに提案する。

基準書案の構成

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準書案で提案した付録Aを削除する。
- b. 脚注を、各IFRS会計基準書の小見出しの下で、他のIFRS会計基準書において依然として適用される開示要求への相互参照へ置き換える。

（今後の予定）

IASB は、公的説明責任のない子会社についての公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

【10月20日（木）】

のれん及び減損

（背景）

IASB はIFRS第3号「企業結合」（以下「IFRS第3号」という。）の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020年3月にディスカッ

ション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」（以下「DP」という。）を、2020年12月をコメント期限として公表した。IASB ボード会議では、現在、2021年9月に暫定決定された新たな再審議の計画に基づいて、DP に寄せられたフィードバックへの対応に関する議論が行われている。当該計画では、企業結合に関する潜在的な開示要求のパッケージについての暫定決定及びのれんの事後の会計処理についてのフィードバックの具体的な諸側面の分析を優先して議論することとされている。

企業結合に関する開示要求については、2022年7月及び9月のIASB ボード会議で議論され、2022年9月のIASB ボード会議では企業結合に関する追加の情報開示についての暫定決定がなされた。

のれんの事後の会計処理に関して、2022年5月のIASB ボード会議では、のれんの耐用年数及び償却パターンに関する論点（見積りの実行可能性、監査可能性並びに経営者の見積りに関連した情報の有用性）及び償却に基づくモデルに移行した場合の潜在的な影響について、調査から得られたフィードバック及びIASB スタッフの初期的見解を踏まえて議論された。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、DP で示したのれんの事後の会計処理に関する予備的見解の諸側面について議論した。特に、IASB の予備的見解であった減損のみのアプローチを維持すべきか、それとものれんの償却の再導入を検討すべきかについて議論した。

（主な決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

2022年の第4四半期において、IASB は減損のみのモデルを維持すべきかどうかの決定を求められる。

IASB は、今後の会議において次の事項について決定することを求められる。

- a. 本プロジェクトをリサーチ・フェーズから基準設定フェーズに移すかどうか
- b. 企業結合に関する開示要求の諸側面
- c. 本プロジェクトの範囲に含まれるその他のトピック

ISSB アップデート

（背景）

2021年11月3日に、IFRS財団評議員会は新しい基準設定審議会である国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の創設を発表した。IASBは会計基準を設定し、ISSBはIFRSサステナビリティ開示基準（サステナビリティ開示基準）を設定する。会計基準は、企業が財務諸表をどのように作成するのかわを示す。サステナビリティ開示基準は、企業が企業価値を創造するうえで助け又は妨げとなる可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように開示するのかわを記述する。この2つの基準セット（IFRS基準）は、連携して投資者の情報ニーズを満たすための財務報告パッケージを提供することを意図している。

IASBは、2022年から2026年の優先事項に関する決定にあたり、IASBとISSBの両者が要求するIFRS基準及び報告を相互に補完的なものとするためにはISSBと連携が必要となる可能性がある領域があることを識別していた。

（今回の会議における主な論点）

IASBはISSB議長からアップデートを受け、それについて議論した。

（主な決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

以 上

別紙 スケジュール

10月18日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:00	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 90分→70分）
11:00-11:15	休憩
11:15-11:45	金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（IFRS第9号の修正） （アジェンダ・ペーパー16） （予定 30分→30分）
11:45-12:45	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 60分→38分）
12:45-13:50	休憩
13:50-14:00	IFRS会計タクソノミ・アップデート — IAS第1号「財務諸表の表示」 及びIFRS第16号「リース」の修正（アジェンダ・ペーパー25） （予定 10分→5分）
14:00-15:00	開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11） （予定 60分→60分）
15:00-15:15	休憩
15:15-16:15	開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11） （予定 60分→68分）

10月19日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:00	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 90分→72分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:55	IFRS第9号の適用後レビュー — 分類及び測定（アジェンダ・ペーパー3） （予定 100分→132分）
12:55-14:30	休憩
14:30-16:30	開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

	(予定 120分→115分)
--	----------------

10月20日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-12:00	のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 120分→118分）
12:00-13:00	休憩
13:00-14:00	ISSB アップデート （予定 60分→62分）

以 上